

東京都公安委員会告示第 2092 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 5 月 26 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 6 月 23 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

名橋株式会社
株式会社日本ワーク・センター
株式会社日本ワーク・センター
源商事株式会社
株式会社日本ワーク・センター
株式会社日本ワーク・センター
坂本 良太
堀井 啓太

放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-103-260501-413129)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-106-250226-112043)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-106-250328-103440)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-106-260225-215645)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-108-250213-103388)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-108-250317-401209)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-112-260403-207843)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-666-250206-432301)